

射撃指導員候補者としての推薦及び指定申請手続について

1 根拠法令（銃刀法第9条の3）

公安委員会は、獣銃・空気銃の操作及び射撃に関する知識、技能が内閣府令に定める基準に適合する者を、本人の申請に基づき指導員として指定することができる。

2 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

3 射撃指導員の指定手続

	手続	期日	備考
1	候補者本人による申請書類の提出（管轄する警察署へ）	令和8年1月5日 ～1月23日	
2	考查の受験 (埼玉県警察運転免許センター)	令和8年2月7日	県警察から別途、案内あり
3	射撃指導員の指定	令和8年3月下旬ころ	指定書等は警察署窓口で交付

4 申請書類（申請期間：令和8年1月5日～1月23日）

- ① 射撃指導員指定申請書
- ② 推薦書
- ③ 研修受講証明書
- ④ 身上書
- ⑤ 写真（身上書用1枚、資格者証用1枚：計2枚）
 - ・申請前3か月以内にカラー撮影したもの
 - ・無帽、正面、上三分身、無背景で、縦3センチ、横2.4センチ
 - ・裏面に申請警察署、氏名及び撮影年月日を記載

5 注意

指定期間を満了した指導員の「資格者証」については、県獣で取りまとめて保安課に提出します。

今回の申請の際に、警察署に「資格者証」を返納しないようご注意ください。